

「宮城県環境基本計画（第4期）中間案」に対する意見提出手続（パブリックコメント）
による御意見等一覧

※類似の御意見・御提案については、【 】内に類似件数を別計で表示

No.	御意見の該当政策等	御意見・御提言の内容（要旨）	対応	対応の理由等
1	SDGs (P. 2)	SDGsには「持続可能な経済成長」が掲げられているが、 <u>これからの社会に必要なのは、むしろ経済を成長させないことではないか。</u>	原案どおり	・SDGs, パリ協定, 国の第五次環境基本計画など国内外の動きを踏まえ、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な社会の実現を目指すこととしている。(P.2「1節 背景と目的」, P.13「基本方針2」)
2	1章 (P. 2)	地球温暖化は、もはや全地球的規模の負のサイクルに陥ってしまったと考えられる状況にあり、温室効果ガス排出削減を行っても、止まらないと考えられる。高温、豪雨、豪雪、強風、熱帯の疫病に耐える居住環境・農水産業環境の構築や、基本的な生活資源（食料やエネルギー）の地産地消・資源循環の推進及びこれら資源の生産・循環を担う人材の育成など、 <u>「気候ジャンプ」に備える政策を計画すべきである。</u> 加えて、 <u>これらの最重要政策を実現する資金を生み出すため、産業の推進・育成も行う必要がある。</u> こうした観点から、「2節 位置付け」の「脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築などに向けた様々な施策を展開」の中に、「 <u>温暖化による気候変動への対応</u> 」と「 <u>安全で良好な生活環境の確保</u> 」も明記すべきである。	修正あり	・御意見の観点は重要であると考えており、緩和策と適応策を車の両輪として推進していくこと（P.13）及び持続可能な地域づくり「地域循環共生圏」の構築（P.2）を目指し、各種施策を推進していくこととしている。 ・気候変動の影響への適応については、「政策1 脱炭素社会の構築」を軸に、関連する政策分野（政策3, 政策4）において、横断的に取り組むこととしている。 ・御意見を踏まえ、「2節 位置付け」に、「安全で良好な生活環境の確保」の文言追加（P.2 2節 1段落目）
3	1章2節 (P. 2), 6章2節 (P. 82～83)	PDCAを県として回すためにもうひとつ工夫できないか。 計画の位置づけに、 <u>事業者としての側面をもつ「宮城県」も主体として位置付けるべきではないか。</u> また、 <u>数値で指標化し一覧表で明示すること</u> は、「省エネルギー活動はその成果が数値に現れにくいことから、 <u>達成感が得られず取組への意欲がわきにくい</u> 」と言われている。宮城県の計画の「 <u>進捗状況の点検評価結果等について</u> 」で示されているデータは、 <u>何をしたらどうなったかが読み取れるまとめ方との距離を感じる。</u>	原案どおり	・県の事業者としての側面に関する御意見の趣旨は、5章の記載に含まれている（P.79 5章「6 県の役割」3段落目）。 ・管理指標については、今後検討することとしており、検討に当たっては御意見を参考とさせていただきます。
4	1章 (P. 3)	1章2節の図2中、「 <u>宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）</u> 」においては、 <u>温室効果ガス排出削減よりも、高温、豪雨、強風、熱帯の疫病への対応、すなわち、高温に対応する作物の開発・普及、豪雨時の治水に関する計画を優先すべきである。</u> <u>杜の都にふさわしい緑（グリーンカーテン）の活用や、東北ならではの雪室・氷室の活用、散水施設完備など、SDGsにふさわしい計画を期待する。</u>	修正あり	・宮城県地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進法に基づく地域計画であるとともに、気候変動適応法に基づく地域計画としても位置づけられているため、御意見を踏まえ、計画概要に気候変動への適応の観点を追加（P.3 図2 右段 2行目） ・宮城県地球温暖化対策実行計画の推進に当たっては、緩和策と適応策を車の両輪として推進していく。 ・今後の施策の推進に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。
5	1章 (P. 5)	計画の基本理念において、「 <u>理念1 地球環境保全の推進</u> 」を第一に記さねばならなかったのは数十年前であって、 <u>今第一に掲げなければならないのは、「地球温暖化による気候ジャンプを耐え忍ぶ環境の構築の推進」であるべきである。</u> 「地球環境保全」は、人間規模で10年程度の期間で行えるものではない。現在、観測される温暖化は、300年にわたる化石燃料利用によって起きた僅かな気温上昇が、海中、土中、氷中の温暖化ガス放出を誘発して、もはや、人間の営みでは止めることができない温暖化ガス大量放出が始まってしまったことによる温暖化と考えている。	修正あり	・「理念1」本文に、気候変動の観点を追加（P.5 理念1 1行目）

No.	御意見の該当政策等	御意見・御提言の内容（要旨）	対応	対応の理由等
6	1章 (P. 5)	「理念1 地球環境保全の推進」において、「地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題は（中略）重要な問題となっています」とあるが、「地球温暖化」よりも「気候変動」という言葉が適切でありスタンダードになっていることから、「気候変動問題をはじめとする地球環境の危機」或いは「気候変動問題をはじめとする地球規模の環境問題」などに修正すべきと考える。	修正あり	・「理念1」本文に、気候変動の観点を追加 (P.5 理念1 1行目)
7	2章2節 (P. 8)	「2節 宮城県の環境の現状と課題」において、豪雨災害の深刻化やヒートアイランド現象、高温による熱中症への言及があるべきと考える。	修正あり	・2章「2節 宮城県の環境の現状と課題」に、気候変動の観点を追加 (P.8 2節 2段落目)
8	2章2節 (P. 8)	「2節 宮城県の環境の現状と課題」において、「良好な自然環境が維持されていますが」とあるが、後述の文言とつながらないので、「されてきています」に修正いただきたい。	修正あり	・御意見を踏まえ、文脈が繋がるよう文言を修正 (P.8 2節 5段落目)
9	2章2節 (P. 8)	「2章 宮城県の環境の現状」において、東日本大震災から約9年が経過し、 <u>どれほどエコタウン（スマートシティ）が形成されてきたのか、被災した地域だからこそ、具体的に現状を記載すべきである。</u>	原案どおり	・2章においては、県の環境の現状を総括して記載している (P.8)。 ・エコタウン形成については、重要な施策と認識しており、4章において現状も含めて記載している (P.27)。
10	2章2節 (P. 9), 4章政策1 (P. 18～19)	2章2節中「宮城県の環境の現状と課題のポイント」及び「政策1 脱炭素社会の構築」の「現状と課題」において、「 <u>県内の温室効果ガス排出量は、東日本大震災後に増加傾向にあったものの、平成27年度に減少に転じた</u> 」との記載があるが、「 <u>県内の温室効果ガス排出量は、東日本大震災発生前は減少傾向にありましたが、震災以降、震災需要の影響などから高止まりの状態にあります。また排出される温室効果ガスの大部分はエネルギー起源の二酸化炭素 (CO2) となっています</u> 」と修正いただきたい。	修正あり	・温室効果ガス排出量が震災以降高止まりしていることも、平成27年度に震災後初めて減少に転じたことも事実であり、前後の文脈に応じ、一部文言を整理した。 ・P.9「宮城県の環境の現状と課題のポイント」においては、平成27年度に震災後初めて減少した事実から、原案のとおり。 ・P.18においては、御意見を踏まえ、高止まりの観点から文言を修正（「1 現状と課題」●印1つ目） ・P.19「現状」―「地球温暖化防止に向けた取組」においては、平成27年度に震災後初めて減少した事実から、原案のとおり。
11	2章2節 (P. 9), 4章政策3 (P. 44～46)	2章2節中「宮城県の環境の現状と課題のポイント」及び「政策3 自然共生社会の形成」において、自然公園の保全や県民の生物多様性への理解促進等が記載されているが、「 <u>生物を積極的に保護し大切にすることを子どもだけでなく大人にも持ってもらえるような機会を作り多様な生物と共生していくまちづくりの推進</u> 」を盛り込んでほしい。 全国的に昆虫やメダカなどの絶滅危惧種が増えている現状があり、もっと積極的にこれらを保全する政策を推進する必要がある。	原案どおり	・4章（政策3）に記載のとおり、対象年齢を限定しない取組を推進している (P.45 政策3施策(2)①, P.47 施策(3)②～④, P.51 施策(6))。
12	2章2節 (P. 9)	2章2節中「宮城県の環境の現状と課題のポイント」において、「 <u>一般廃棄物・産業廃棄物ともに、東日本大震災前に比べて依然として排出量が多い状況です</u> 」とあるが、「 <u>東日本大震災前の状況と比較することが適切なのか検討いただきたい。</u> 」	原案どおり	・廃棄物の排出量については、東日本大震災に係る災害廃棄物は区別して集計しているが、震災を契機として家庭及び事業所からの排出量も増加した。 ・その後減少傾向ではあるが、震災前までの状況に戻っていないため、現状を伝えるための記載としている (P.9 2節「宮城県の環境の現状と課題のポイント」)。
13	2章2節 (P. 9)	2章2節中「宮城県の環境の現状と課題のポイント」において、「 <u>おおむね良好な生活環境が維持されています</u> 」とあるが、昨今の豪雨被害は深刻であり、「良好」と記すことに違和感がある。	修正あり	・本計画において、「生活環境」とは大気環境や水環境などいわゆる公害に関する記載であるため、御意見を踏まえ、生活環境に関する例示を追記 (P.9 「宮城県の環境の現状と課題のポイント」―「生活環境」1行目)
14	2章3節 (P. 9)	「3節 新型コロナウイルス感染症への対応」において、「 <u>デジタルシフトなど、今後、長きにわたって取り組んでいき、今後の感染症への備えや持続可能な未来づくりにつなげていく必要があります</u> 」とあるが、 <u>文言（今後）の重複がある。</u>	修正あり	・御意見を踏まえ、文言を修正 (P.9 2章3節「2 新型コロナウイルス感染症対策を経ての今後の対応」)

No.	御意見の該当政策等	御意見・御提言の内容（要旨）	対応	対応の理由等
15	2章3節 (P.9)	<p>「3節 新型コロナウイルス感染症への対応」において、PCR検査が十分にできていない現状にも言及すべきである。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症対策を経ての今後の対応」においては、医療施設、介護施設、学校などにおいて、必要と考えられるときにPCR検査ができる環境を整える旨の記述を期待する。</p> <p>【類似 1件】</p>	原案どおり	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 なお、医師の総合的判断で感染が疑われるため必要と認められたすべての方について検査を実施している。 また、宮城県内の医療機関において、短時間で判定できる検査が実施されている。
16	3章1節 (P.12)	<p>宮城県の目指す環境の将来像「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」において、地球温暖化による高温、豪雨、豪雪、強風に耐える環境の構築も加えるべきである。</p> <p>また、山野の保水能力に加え巨大貯水設備や巨大雪室の構築などを行い、近い将来の世界的不足時に淡水を輸出する水産業の基盤を築くことも将来像へ加筆されることを期待する。</p>	修正あり	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を踏まえ、宮城県の目指す将来像「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」において、地球温暖化や気候変動の観点を追加 (P.12 3章1節 将来像1つ目)
17	3章1節 (P.12)	<p>宮城のめざす環境の将来像に係る記載において、「豊かな森や海などの美しい自然が守られ、全ての県民が自然からの恵みを持続的に享受できるよう、将来にわたり安心して快適に暮らせる県土を目指します」とあるが、高度成長期からこれまで、経済優先に進められ、人間の手による自然が破壊されてきた。私達の時代で取り戻し、将来の子供たちに引き継ぐことが求められているのではないかと。言葉だけに終わらないよう、実行に移していただきたい。</p>	原案どおり	<ul style="list-style-type: none"> 目指す環境の将来像「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」の実現を目指し取組を推進することとしている。 今後の施策展開に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。
18	3章 (P.12～13)、4章政策1 (P.18～28)	<p>気候変動の現状に本当に危機感を抱くのなら、もっと具体的で抜本的な目標と実践が必要である。理念を掲げることも重要だが、行政が具体的な目標を考え、実践を進めてはじめてその理念も意味があるものとなる。</p>	原案どおり	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものとし、理念型の計画である。 3章において「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の目標を掲げている (P.12～13 3章1節 2つ目の将来像、2節 基本方針1)。
19	4章政策1 (P.18)	<p>「政策1 脱炭素社会の構築」において、「地域特性を生かしたエネルギー供給源の多様化を図っていくためには、自然環境に十分配慮しながら、更なる導入拡大が求められます」とあるが、「自然環境に十分配慮しながら、地域特性を生かしたエネルギー供給源の更なる導入拡大と多様化が求められています」と修正いただきたい。</p>	修正あり	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を踏まえ、文言を修正 (P.18 4章政策1 「1 現状と課題」 ●印2つ目)
20	4章政策1 (P.19)	<p>地球温暖化対策の課題として、「テレワークなど多様な働き方が広まりつつあることから、家庭におけるエネルギー消費量の増加が見込まれており、地球温暖化対策を一層進めていくことが必要です」とあるが、家庭では増えても、職場や移動にかかる電力は減る可能性も高く、表現が不適切であるほか、主語が不明確であり、見直しを求める。</p>	修正あり	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症による二酸化炭素排出量への影響については、家庭以外においても変動が見込まれることから、文言を修正 (P.19 4章政策1 (1)「課題」 ○印1つ目)
21	4章政策1 (P.18～28)、5章 (P.79)	<p>「政策1 脱炭素社会の構築」や5章「6 県の役割」などにおいて、「ダメだっちゃん温暖化・宮城県民会議」や「宮城県地球温暖化防止センター」、「宮城県地球温暖化防止推進員」について、脱炭素の推進役として位置付け、具体的連携・支援に関する記述を盛り込んでほしい。</p> <p>【類似 2件】</p>	修正あり	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を踏まえ、「『ダメだっちゃん温暖化』宮城県民会議」等に係る文言追加 (P.22 4章政策1施策(1)取組①○印1つ目) 5章 (P.79) においては、御意見の趣旨が含まれている。 本計画は、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものとして位置付けられており、各環境分野の具体的な取組等については、個別計画において、定めることとしている。

No.	御意見の該当政策等	御意見・御提言の内容（要旨）	対応	対応の理由等
22	4章政策1 (P. 22)	「 <u>県民を対象とした地球温暖化防止に関する普及啓発や効果的な地球温暖化対策の助言を行うボランティア活動員（宮城県地球温暖化防止活動推進員）の支援を継続して行います</u> 」とあるが、 <u>もう少し具体的にどのような支援をするのか記述を</u> 求める。	原案どおり	・本計画は、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものとして位置付けられており、各環境分野の具体的な取組等については、個別計画において、定めることとしている。
23	4章政策1 (P. 22)	「①地球温暖化防止に関する県民運動、事業活動の展開」とあるが、 <u>次世代モビリティエコランの活動へも支援いただきたい</u> 。10年前の環境政策指針には、電気自動車エコラン競技大会への県からの支援によって、次世代環境型自動車の技術はもとより、エネルギーマネジメント技術の発展と、関連産業の育成、そこで活躍する若者の発掘と育成を目指すことが明記されていたが、今回の計画に記載がないのは大変残念である。	原案どおり	・今後の施策展開に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。
24	4章政策1 (P. 22)	「(1)地球温暖化対策」の <u>二酸化炭素の吸収源対策として、「団体、企業などと連携して、間伐や作業道の整備など二酸化炭素吸収源となる森林の適正な管理を進める」とあるが、もう少し踏み込んで「昭和30年代までの里山の保全・活用」を取り込んで</u> はどうか。 また、 <u>薪ストーブ普及により取組が進むと考えるが、設備が高額なため、設置への支援が必要</u> である。	原案どおり	・御意見の趣旨は、4章（政策1）において、「森林の多面的機能の強化」に含まれており（P.22 政策1施策(1)取組②○印2つ目）、木材の利用については4章（政策1, 3）において記載している（P.26（政策1施策(4)取組①a）、P.47（政策3施策(3)取組①））。 ・今後の施策展開に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。
25	4章政策1 (P. 24)	<u>気候変動適応策の推進に当たっても、「宮城県地球温暖化防止活動推進センター」や地球温暖化防止活動推進員の積極的活用を</u> 求める。	修正あり	・御意見を踏まえ、宮城県地球温暖化防止活動推進センター等に係る文言追加（P.24 政策1施策(2)取組①○印1つ目）
26	4章政策1 (P. 18～28), 6章3節 (P. 84)	P.18「政策1 脱炭素社会の構築」やP.84「環境基本計画に連なる個別計画」に、 <u>ゼロカーボンに向けたもう少し具体的なロードマップを記載</u> していただきたい。 【類似 1件】	原案どおり	・まずは、「宮城県地球温暖化対策実行計画」の目標である2030年温室効果ガス排出量を2013年度比31%削減の着実な達成を図り、さらに、2050年実質ゼロに向けて更なる取組の推進を図ることとしている（P.13 3章2節 基本方針1）。 ・本計画は、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものとして位置付けられており、各環境分野の具体的な取組や目標等については、個別計画において定めることとしている。 ・個別計画の策定・推進に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。
27	4章政策1 (P. 18～28), 4章政策4 (P. 56)	ゼロカーボンの目標達成のため、 <u>県内で124名もの原告による訴訟が起きていること、国内外で批判がきわめて強いことを踏まえ、現在稼働中の県内の石炭火力発電所を遅くとも2030年までに全廃するように行政指導することを検討すべきと考える。石炭火力発電所の全廃は、周辺に水銀汚染をもたらす点からも、光化学オキシダントの発生防止の観点からも求められている。</u>	原案どおり	・温室効果ガスの排出削減に向けて、電力部門の低炭素化が課題となっていることから、県では、平成30年に策定した「宮城県地球温暖化対策実行計画」において、「 <u>地産地消型エネルギーの導入促進</u> 」をコンセプトに掲げ、取組を推進している。また、本計画においても、 <u>地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入・利活用を推進すること</u> としている。 ・ <u>水銀排出抑制については、大気汚染防止法の排出基準を遵守するよう対象事業者を指導</u> していく。 光化学オキシダント等の対策として、 <u>高濃度時に燃料使用量の削減等の協力依頼体制を整</u> えている。
28	4章政策1 (P. 24)	「 <u>施策(2) 気候変動対策の推進</u> 」に「 <u>災害に強い地域づくり</u> 」が含まれることに違和感がある。「 <u>政策4 安全で良好な生活環境の確保</u> 」に含め、これを第1政策とすべきである。「 <u>施策(2) 気候変動対策の推進</u> 」の第1は、「 <u>災害に強い地域づくり</u> 」であるべきである。	原案どおり	・適応について整理したものであり、気候変動による被害を回避・軽減する取組として、本施策に位置付けている。
29	4章政策1 (P. 24)	気候変動対策の「 <u>③災害に強い地域づくり</u> 」について、 <u>電気が不要な薪ストーブによる対応力の強化や設備導入支援が必要であり、その旨記載</u> してはどうか。	原案どおり	・今後の施策展開に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。

No.	御意見の該当政策等	御意見・御提言の内容（要旨）	対応	対応の理由等
30	4章政策1 (P.24)	<u>地球温暖化対策が温暖化に迫りついていない現状から、「(2) 気候変動対策」の内容こそが地球温暖化対策と言える。「宮城県地球温暖化防止活動推進員による啓発活動」の記述があるが、その存在、活動を見聞きしたことはない。地球温暖化対策は、喫緊の課題であり、高温、豪雨、豪雪、強風、熱帯の疫病への対策を打つべきである。</u>	原案どおり	・御意見のとおり、気候変動への対策は重要と考えており、緩和策と適応策を車の両輪として推進していくこととしている。
31	4章政策1 (P.25)	<u>「エネルギー消費の見える化を進めるとともに、生活の中での省エネルギー行動の拡大と浸透を図るため、各種イベントや県民運動を展開し、省エネルギー行動の拡大・定着を推進します」とあるが、イベント開催の項目がない。電気自動車エコラン競技大会の開催支援などの項目を追加していただきたい。</u>	原案どおり	・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 ・今後の施策展開に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。
32	4章政策1 (P.25)	<u>「①省エネルギー行動、省エネルギー設備導入などの推進」において、環境省の「うちエコ診断」を推進する旨の記述を追加してほしい。</u>	修正あり	・御意見を踏まえ、「①省エネルギー行動、省エネルギー設備導入などの推進」の取組の一つとして、「ライフスタイルに応じた省エネ・二酸化炭素排出削減対策の提案」の文言追加(P.25 政策1施策(3)①〇印1つ目追加)
33	4章政策1 (P.25)	<u>「②住宅・建築物の省エネルギー化の推進」において、電気を使用しない、里山を再生できる「薪ストーブ」の設備導入も必要である。</u>	原案どおり	・今後の施策展開に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。
34	4章政策1 (P.26)	<u>「①再生可能エネルギーの地産地消」について、県内各地でバイオマス発電所が計画され、工事建設が完了し稼働体制も整っているところや、現在環境影響評価段階のところがあり、各市町村が対応しているが、宮城県の関わりはどうか。</u>	原案どおり	・4章（共通取組）に記載のとおり、県では、環境配慮基本協定、公害防止協定等により対応するとともに、環境影響評価については、市町村と連携を図りながら対応している（P69 共通取組(6)）。
35	4章政策1 (P.26)	<u>「①再生可能エネルギーの地産地消」について、バイオマス発電は、本来地産地消の考えのはずだったが、宮城県の現状は、ほとんどが原料を輸入に頼り、発電場所まで大型運搬車で二酸化炭素を排出しながら運んでいる。このようなやり方を許してよいのか。</u>	原案どおり	・県では、再生可能エネルギーの地産地消を掲げ、導入・利活用を推進することとしている。 ・引き続き、再生可能エネルギーの地産地消に取り組んでいく。
36	4章政策1 (P.26)	<u>山元町海岸で風力発電の計画が進められているが、砂浜の自然環境破壊につながる恐れがあり、設置場所について地元住民から問題提起がされていると聞いている。環境影響評価や住民説明会は十分になされているのか。宮城県の対応はどうか。事業者任せにしていないか。</u>	原案どおり	・現在、発電事業者により、法に基づく環境影響評価の手続きが実施されており、砂浜の自然破壊などの懸念などをはじめとした周辺環境への影響について評価することとしている。 ・環境影響評価の実施に当たっては、法に基づき適切な手続きを進めていく。 ・事業者は、地域協議会や住民説明会を開催済みであり、今後も必要に応じて開催することとしている。
37	4章政策1 (P.26)	<u>エネルギー政策について、再生可能エネルギーと地域単位で生み出し消費することがこれからの発電の在り方になることには同意する。 しかし、同時に、地球温暖化・気候変動対策に真っ向から反する企業活動が行われていることについて何も触れられていない。 石炭火力発電所は、大量の二酸化炭素や、窒素酸化物などの大気汚染物質を排出するものであり、また、パーム油発電所は、大規模土地開発による生態系破壊や、大量の温室効果ガスの排出、農園での強制労働等の問題がある。 省エネを呼びかけて環境教育を行うよりも、まず、このような発電を止めさせなければ効果はない。</u>	原案どおり	・温室効果ガスの排出削減に向けて、電力部門の低炭素化が課題となっていることから、県では、平成30年に策定した「宮城県地球温暖化対策実行計画」において、「地産地消型エネルギーの導入促進」をコンセプトに掲げ、取組を推進している。また、本計画においても、地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入・利活用を推進することとしている。

No.	御意見の該当政策等	御意見・御提言の内容（要旨）	対応	対応の理由等
38	4章政策1 (P.26)	<u>パーム油発電所は、原産国の熱帯雨林の破壊につながり、現地で大量の二酸化炭素を排出すると</u> して、国内外での批判が強い。建設を禁止する <u>県条例の制定を検討すべき</u> である。	原案どおり	・温室効果ガスの排出削減に向けて、電力部門の低炭素化が課題となっていることから、県では、平成30年に策定した「宮城県地球温暖化対策実行計画」において、「地産地消型エネルギーの導入促進」をコンセプトに掲げ、取組を推進している。また、本計画においても、地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入・利活用を推進することとしている。
39	4章政策1 (P.26)	「地産地消型エネルギーの利活用の推進及び県内の林業活性化のため、木質バイオマスのエネルギー利用を推進します」という基本方針はよいと思うが、実際は、ほとんど輸入木質バイオマスの発電所の建設計画が進んでいるのが実情である。県内に木質バイオマス発電所を計画する際、 <u>70%以上の国内産材利用を義務づけることなどを検討すべき</u> である。	原案どおり	・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 ・また、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものとして位置付けられており、各環境分野の具体的な取組や目標等については、個別計画において、定めることとしている。 ・個別計画の策定・推進に当たっては、御意見を参考とさせていただく。
40	4章政策1 (P.26)	「①再生可能エネルギーの地産地消」において、 <u>「沿岸地域における風力発電について、（中略）自然環境に配慮しながら、導入を促進します」とあるが、渡り鳥や海洋生物等への影響が十分に分からない状況での導入促進は、将来、問題が判明したときに取り返しがつかないものになってしまう。</u> <u>「自然環境への配慮、特に渡り鳥や海洋生物に十分に配慮し、生物の多様性及び種の存続が危惧されることが発生しないよう導入を進める」と文言をもっと踏み込んでいく必要がある。</u>	原案どおり	・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 ・今後の施策展開に当たっては、御意見を参考とさせていただく。
41	2章2節(P.9), 4章政策1(P.26~27)	「宮城県の環境の現状と課題のポイント」の「低炭素社会」において、化石燃料による発電が主で、CO2排出係数が目標に達していない。このままでは、電気自動車のメリットが生まれない。自然エネルギーを通勤用電気自動車の電池へ充電して利用するインフラの整備を期待する。 <u>「(4)地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入・利活用やエコタウン形成の促進」において、超小型電気自動車の普及促進、昼間の太陽光発電電力を通勤用電気自動車へ充電して活用する旨の文言が欲しい。</u> また、例えば自動車専用道路である青葉山・川内トンネルで超小型電気自動車が走行できるよう、特区申請・条例改正を検討していただきたい。 最高速度60kmの超小型電気自動車が安心して利用できる交通網の整備を期待している。	原案どおり	・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 ・青葉山・川内トンネルの自動車専用道路は国管理であるが、今後の施策展開に当たっては、御意見を参考とさせていただく。
42	4章政策1 (P.28)	<u>水素エネルギーの利活用について、県民の水素に関する認知度や理解度を進めるための、長期的な視野に立った計画が必要</u> である。 県は、創造的な復興に向けた重点施策として、水素エネルギーの利活用拡大に向けた取組を進めているが、現状では、 <u>水素エネルギーの利用率は低く、水素エネルギーの利活用には課題がある。</u> また、イベントやシンポジウムを通して水素エネルギーに触れる機会の創出や認知度向上に努めてきたが、 <u>県民の水素に関する認知度や理解度をさらに高めていく必要がある。</u>	原案どおり	・みやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョンを策定し、水素エネルギーの普及拡大に取り組んでいる。 ・水素エネルギーの利活用に当たっては、引き続き県民の認知度・理解度が高まるよう取り組んでいく。
43	4章政策1 (P.28)	「 <u>施策(5)水素社会の構築に向けた取組促進</u> 」、「 <u>取組①水素エネルギーの利活用推進</u> 」は、 <u>時期尚早の感がある。</u> 太陽光を用いて、直接、水素生成が行える技術によって、はじめて水素社会は実現されるが、水の電気分解どころか、化石燃料から水素生成を行っている現状では、絵に描いた餅にすぎない。	原案どおり	・水素社会の構築に向けた取組等は、少しずつではあるが、水素ステーションや燃料電池自動車の設置・導入など着実に進展している。 ・再生可能エネルギーを利用した水素製造をはじめとする水素エネルギー関連産業の育成を推進するとともに(P.28)、水素エネルギーの理解促進等に引き続き取り組む。

No.	御意見の該当政策等	御意見・御提言の内容（要旨）	対応	対応の理由等
44	4章政策2 (P. 33)	循環型社会の形成に向けた環境教育の視点として、「 <u>「エシカル消費」</u> の概念を取り入れたものにしてほしい。 国連が掲げる「持続可能な開発目標」(SDGs)の12番目に、「つくる責任、つかう責任」がある。エシカル消費を実行に移すことは、つかう責任について取り組むことになる。また、SDGsの目標1(貧困をなくそう)や目標10(人や国の不平等をなくそう)、目標13(気候変動に具体的な対策を)、目標14(海の豊かさを守ろう)、目標15(陸の豊かさを守ろう)といった目標をも同時にカバーできるのが、エシカル消費だと考える。	修正あり	・御意見を踏まえ、4章(政策2)において、社会や環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」に係る文言追加(P.33 政策2施策(1)①○印1つ目)
45	4章政策2 (P. 35)、6章3節 (P. 84)	日本のプラスチックリサイクルは多くがサーマルリサイクル(熱回収)で、本来あるべきプラスチック自体の減量や再利用は進んでいないのが現状である。P35「プラスチック問題への対応」やP84「政策2 循環型社会の形成」個別計画に、 <u>プラスチック消費の抑制と再利用率の目標等、具体的な計画の記載を</u> 求める。 【類似 1件】	原案どおり	・本計画は、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものとして位置付けられており、各環境分野の具体的な取組や目標等については、個別計画において定めることとしている。 ・個別計画の策定・推進に当たっては、御意見を参考とさせていただく。
46	4章政策2 (P. 38)	「(5) 公共施設等の適正な維持管理と有効活用」において、 <u>歴史あるものを大事にしながら有効利用する文化が日本には乏しいと感じている。移転が提案されている県美術館は全国的に誇れるものであり、今後も古典系美術の展示場として活用すべきである。他方、宮城野には、県民ホールに併設した現代アートの美術館があってもよいのではないか。</u>	原案どおり	・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 ・県美術館については、令和2年3月に策定した県有施設等の再編に関する基本方針に基づき、立地環境なども踏まえ検討することとしている。
47	4章政策3 (P. 39～40)	「政策3 自然共生社会の形成」の「現状と課題」や、「(1) 生態系及び生物多様性の保全」の「課題」において、 <u>バードストライクの視点から、「天然記念物であるイヌワシやガン類は、鳥獣保護区設定のみでは対策が不十分であることから、生息に影響を及ぼす風力発電等の設置を抑制する」旨を盛り込む必要があるのではないか。</u> 【類似 1件】	修正あり	・御意見を踏まえ、生息地等も含めた「天然記念物の指定・保全」であることが分かるよう文言追加(P.40 政策3 現状と課題(1)、P.44 施策(1)③○印1つ目) ・風力発電の導入に当たっては、関係法令等に基づき、適正に事業が進められるものと考えている。
48	4章政策3 (P. 39)	「政策3 自然共生社会の形成」の「現状と課題」において、 <u>再生可能エネルギー(太陽光・風力・地熱)の開発に関してもう少し具体的にどのような対応方針をとるのかの記述を</u> 求める。	原案どおり	・本計画は、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものとして位置付けられており、各環境分野の具体的な取組や目標等については、個別計画において定めることとしている。 ・個別計画の策定・推進に当たっては、御意見を参考とさせていただく。
49	4章政策3 (P. 40)	「(1) 生態系及び生物多様性の保全」の「課題」において、「 <u>今後も健全な生態系、生物多様性を保全していくためには、継続的に自然環境の保全活動や、(中略)理解促進を行っていく必要があります」とあるが、「学習の機会を工夫する等」を加筆いただきたい。</u>	修正あり	・御意見を踏まえ、学習の機会に係る文言追加(P.40 政策3 現状と課題(1)「課題」○印1つ目)
50	4章政策3 (P. 40～41)	「政策3 自然共生社会の形成」の(1)、(2)の項目に3期で進めてきた七ツ森の教育活用の文言を入れた方がよいのではないか。 <u>生物多様性についても、若い年代でも理解できていないので、SDGsの内容をもう少し、現地事例などを踏まえた「在来知」を評価できる場となれば伝わりやすいので、検討いただきたい。</u>	修正あり	・七ツ森など豊かな宮城県の自然環境を活用した、複数の環境学習林を活用しており、今後も、体験的活動を通じた人材育成を行っていく。 ・御意見を踏まえ、従来から実践・伝承されてきた知識や技術に係る文言追加(P.45 政策3 施策(2)①○印3つ目)
51	4章政策3 (P. 41)	「(2) 自然資本の活用と価値創造」の課題として、「 <u>森林の多様性を再構築し、広葉樹の森づくり、魅力づくり、活用をさらに進める必要がある</u> 」ことを追加いただきたい。	原案どおり	・御意見の趣旨は、「森林の持つ多面的機能の維持」に含まれており、今後も、多様な森づくりの取組を進めていく。

No.	御意見の該当政策等	御意見・御提言の内容（要旨）	対応	対応の理由等
52	4章政策3 (P.42)	「(3) 自然環境における気候変動等の影響への対策」では、課題としてハザードマップの作成支援があげられている。ハザードマップは不可欠であるが、まずは豪雨災害対策が課題であるべきである。	修正あり	・御意見を踏まえ、4章（政策3）の現状と課題において、森林整備・保全、河川整備等に係る文言追加（P.42 政策3 現状と課題(3)）
53	4章政策3 (P.43)	「(4) やすらぎや潤いのある生活空間」において、景観だけではなく、環境も入れないと、こころのやすらぎや精神の安定は難しい。環境景観の大切さを認識した行政を進めるため、「美しい景観」を「美しい景観環境」に修正いただきたい。	修正あり	・県の関係計画（「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」等）では、「景観」について、自然環境の保全、伝統・歴史的背景、環境との調和等の視点から捉えている。 ・御意見を踏まえ、「景観」に自然環境も含まれることが分かるよう文言追加（P.50 政策3 施策(5)2段落目）
54	4章政策3 (P.44)	「(1) 健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成」において、「里山林については、(中略) 針広混交林へ誘導するなど多様な森林づくりを進めていきます」とあるが、「里山の保全と利活用のため、広葉樹の森づくりにつながる「昭和30年代までの里山の保全・活用」を推進します」に修正いただきたい。	原案どおり	・御意見の趣旨は「多様な森づくり」に含まれており、今後も取組を推進していくこととしている。
55	4章政策3 (P.44)	「③天然記念物の保全」において、「天然記念物に指定し保全していきます」とあるが、「天然記念物指定を行い、なおその保護が困難な場合、天然記念物に影響を及ぼすものを取り除くと同時に保護できる環境づくりをしていきます」に修正いただきたい。	原案どおり	・4章（政策3）において「既存指定文化財の適切な保存・活用が図れるよう、保護対策を実施します」と記載しており、御意見の趣旨は含まれている（P.44 政策3 施策(1)③）。
56	4章政策3 (P.46)	「(2) 生物多様性の保全、自然環境の保全・再生」の「③自然環境の保全・再生（b 森林・里山）」において、「北上山地は天然記念物であるイヌワシの貴重な生息地です。近年、イヌワシの生息数、生息域は急激に減っており危機的な状況となっています。このことから、生息を脅かす危険因子を取り除きながら、「昭和30年代までの里山の保全・活用」を推進し、希少なイヌワシの保護、生息域の回復に努めます」を追加いただきたい。	修正あり	・天然記念物については、政策3 施策(1)で整理することとしており、御意見を踏まえ、生息地等を含めた天然記念物の保全等であることが分かるよう文言追加（p.44 政策3 施策(1)③）
57	4章政策3 (P.47)	宮城県は比較的森林資源が豊富な県であるにも関わらず、その資源が十分に活用されているとは言えない。新たな木材利用として、薪ストーブやペレットストーブの活用についても追記してほしい。	原案どおり	・御意見の趣旨は、4章（政策3）の記載に含まれている（P.47 政策3 施策(3)①○印2つ目）。
58	4章政策3 (P.49)	「(4) 自然環境における気候変動の影響への対策」について、車や農耕機は移動できれば被害を免れるため、「水防災拠点」などを河川堤防沿いに整備するなどの施策があるとよいと思う。このため、「強雨時における初期雨水及び土砂の流出を抑制できるよう、森林の整備・保全を適切に行うとともに、河川整備、水防災拠点整備など適切な水害対策を進めます」と記載してほしい。	修正あり	・御意見を踏まえ、総合的な水害対策に係る文言追加（P.49 政策3 施策(4)②） ・事業の実施に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。
59	4章政策3 (P.52)	「③環境に配慮した農業・漁業・林業への取組」の中に、「農薬・除草剤・化学肥料を使わない自然栽培」を入れていただきたい。	原案どおり	・御意見の趣旨は、4章（政策3）の記載に含まれている（P.52 政策3 施策(6)③○印1つ目、2つ目）。
60	4章政策3 (P.52)	「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」は、とても良い取組と考えるが、県民に広く認知されているとは言えない状況のため、もっと注力していただきたい。広く県民に知ってもらう方策や、一般消費者がそれを購入しやすい状況をつくる取組をさらに推進する記述を入れていただきたい。	修正あり	・御意見を踏まえ、文言を修正（P.52 政策3 施策(6)③○印2つ目）

No.	御意見の該当政策等	御意見・御提言の内容（要旨）	対応	対応の理由等
61	4章政策3 (P. 39～52)	「政策3 自然共生社会の形成」においては、保全に「保前」のニュアンスを感じる。地球温暖化が進行している状況下で、従来の自然の保全は難しい。生態系は、地球温暖化に伴って確実に変容しており、これに対応した自然共生社会の形成を計画する必要がある。	修正あり	・政策3においては、地球温暖化や気候変動による影響を踏まえながら、生物多様性の保全や、自然環境の保全・再生を図っていくこととしている。 ・御意見を踏まえ、4章（政策3）に地球温暖化や気候変動に係る文言追加（P. 45 政策3施策(2)1段落目、取組②）
62	4章政策3 (P. 39～52)	近くの川の周りの保全について、川の流れ、必要な木の伐採、公園整備、過去の津波を踏まえた対策など、総合的に考えて実施してほしい。	原案どおり	・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 ・御意見の趣旨は、4章（政策3）に記載している（P. 42 政策3 現状と課題(3)）。
63	4章政策3 (P. 39～52)	近くの山について、倒木がかなりあり、荒れている様子である。山は年間を通して手をかけ伐採してこそ、川や海につながっていく。国との政策も関連すると思うが、必要な人材を当ててほしい。	原案どおり	・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 ・御意見の観点は重要と考えており、4章（政策3）において記載している（P. 44～45 政策3 施策(1)、(2)）。 ・今後の事業の推進に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。
64	4章政策3 (P. 39～52)	「政策3 自然共生社会の形成」において、温暖化による高温化に対応した新しい1次産業の模索も含めるべきである。	修正あり	・御意見を踏まえ、気候変動への適応の観点から文言を修正（P. 24 政策1施策(2)取組② ○印1つ目）
65	4章政策4 (P. 53～63)	財政的負担と安全性を考慮して、「安全で良好な生活環境」には程遠いため、女川原発の再稼働を中止してほしい。	原案どおり	・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 ・原子力発電所の再稼働については、国のエネルギー政策の中で、中長期的な観点から総合的に判断されるべきものとする。 ・本計画においては、再生可能エネルギーの導入・利活用を推進することとしている。
66	4章政策4 (P. 62)	「(6) 放射性物質による環境リスクへの対応」でも、その他の箇所でも、女川原発の再稼働に伴う環境リスクについて触れられていない。本審議会としてどのように言及すべきか、仮に言及しないのならば、県民の関心がきわめて高いにも関わらず、なぜ言及しないのか等の理由を明記すべきと考える。現状のように一切の言及がないと、県民から手厳しい批判を受ける可能性がある。	原案どおり	・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 ・原子力発電所の再稼働については、国のエネルギー政策の中で、中長期的な観点から総合的に判断されるべきものとする。 ・本計画においては、再生可能エネルギーの導入・利活用を推進することとしている。
67	4章政策4 (P. 63)	「(7) 気候変動の影響に対応した水資源の確保」において、ダムを設置と既存ダムの土砂浚渫などが対策としてあげられるべきである。	原案どおり	・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 ・今後の施策展開に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。
68	4章全てに共通する取組 (P. 65)	「(2) 環境配慮型経営等の促進・支援、持続可能な経済システムの構築」の関連項目にエシカル消費を加筆してほしい。	修正あり	・御意見を踏まえ、4章（共通取組(2)）において、社会や環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」に係る文言追加（P. 65 共通取組(2)②b ○印1つ目）
69	4章全てに共通する取組 (P. 66) 、 5章 (P. 79)	地域のNPO等民間団体に期待する旨記載されているが、1990年代以後、地域の環境活動を支えてきた環境NGO・NPOは高齢化や活動の多様化による資金不足等により、存続の課題を抱えている団体が多いのが現状である。コロナ禍により民間団体の活動の萎縮も起きている。民間団体が活動を維持し協働を進めていくための具体的支援について明確に記載していただきたい。 【類似 2件】	原案どおり	・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 ・NPO活動の促進については、「宮城県民間非営利活動促進基本計画」を策定し、NPO活動への理解と参加の促進、持続発展に向けたNPOの基盤強化、多様な主体とのパートナーシップの確立に向けた施策や事業を実施することとしている。 ・コロナ禍におけるNPO活動を支援するため、みやぎNPOプラザでWeb会議システムを導入するほか、活動の継続に必要な専門的相談に係る費用の一部を助成している。

No.	御意見の該当政策等	御意見・御提言の内容（要旨）	対応	対応の理由等
70	4章全てに共通する取組 (P. 66)	「(3)各主体相互のパートナーシップによる協働・連携の推進・支援」において、「災害時に備え、日頃より市町村・市民団体などとの連携を強める」旨を追加いただきたい。 宮城県は東日本大震災の被災県であり、過去に何度も災害に見舞われているため、災害時にこそ、こうした連携が重要であることを記述する必要があると考える。	原案どおり	・災害時も含め、各主体相互のパートナーシップによる協働・連携が重要であると考えており、この趣旨で記載している。
71	4章全てに共通する取組 (P. 67)	「(4)持続可能な社会づくりを支える環境技術の開発・普及・支援」において、「 <u>在来知</u> 」も持続可能な大きな要点であることから、それら従来からの良い面を継続できる文言を加筆してほしい。	修正あり	・御意見を踏まえ、従来から実践・伝承されてきた知識や技術に係る文言追加 (P. 67 共通取組(4)①〇印1つ目)
72	4章全てに共通する取組 (P. 68)	「(5)環境教育、情報の集約・発信、普及啓発」に、宮城県環境教育基本方針にある「各教科や総合的な学習の時間等に、身近な地域の環境や諸問題に関連付けた環境教育を含めるほか、教科の枠を超えた横断的な学習活動を展開できるように学習計画の作成を推進します」という内容を盛り込むべきである。「 <u>出前授業などにより各学校における環境教育の取組を支援する</u> 」では、 <u>児童・生徒の「主体的に行動する」までにはつながらない</u> と考える。	原案どおり	・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 ・「子ども環境教育出前講座」は、重要施策と考えており、各分野の講師によるメニューを揃え、実施校から高い評価を得ている。 ・今後の事業の推進に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。
73	4章全てに共通する取組 (P. 68)	「②環境情報の集約・発信、普及啓発」において、各市町村には環境省関連の環境カウンセラー認定者がいるため、 <u>環境カウンセラーの活用を加筆し、活用願いたい</u> 。	修正あり	・御意見を踏まえ、環境カウンセラーに係る文言追加 (P. 68 共通取組(5)②〇印1つ目)
74	4章全てに共通する取組 (P. 69)	「②開発行為等における環境配慮」の「環境影響評価法～環境への影響の回避・低減を図っていきます」の後に、「 <u>県の環境影響評価の対象とならない事業についても、事業所の立地市町村等関係自治体が定める方針に従い、事業者が環境保全に配慮するように求めています</u> 」という記述を追加していただきたい。 公害以外の広く環境保全についての各自治体の取組についての言及がないが、 <u>環境保全活動においては、市町村と県の連携が必要不可欠であり、県内市町村の先進的な取組に対して、県として応援していく姿勢を示すことが必要</u> と思う。	修正あり	・御意見を踏まえ、市町村との連携に係る文言追加 (P. 69 共通取組(6)②〇印1つ目)
75	4章全てに共通する取組 (P. 69)	「太陽光発電施設については（中略）取組を推進します」の記載について、「 <u>太陽光発電施設等の再生可能エネルギー関連施設については</u> 」に修正していただきたい。 「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」においては、太陽光発電以外の再生可能エネルギー関連施設は対象となっていない。しかし、近年県内でバイオマス専燃焼発電設備やパーム油発電などの再生可能エネルギーの案件が増加しており、今後も見込まれる。 他都市の事例として、太陽光発電以外の小水力発電や風力発電、その他発電設備も包括的にガイドラインを定めている。宮城県としても、 <u>今後ガイドラインの改訂時に包括的な再生可能エネルギー関連施設に対する県独自の基準の策定を求めるところであるが、本計画内において先立って包括的な再生可能エネルギー関連施設に対して、事業者が環境保全に配慮するように取組を推進することが有効</u> と考える。	原案どおり	・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 ・今後の施策展開に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。

No.	御意見の該当政策等	御意見・御提言の内容（要旨）	対応	対応の理由等
76	4章全体 (P. 18～70)	<p>「4章 将来像を実現するための政策・施策」において、<u>県・市町村・事業者・県民の役割が明確に理解できるようにしていただきたい。</u></p> <p>環境基本条例では、「地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない」とし、県・市町村・事業者・県民に対し、環境への負荷の低減や環境の保全のために責務を有しているが、計画案の政策・施策の内容から、そのことが明確に理解できるようになっていない。</p> <p>2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする目標を掲げ、県民・事業者・民間団体及び行政など地域社会を構成する全ての主体一人一人が着実に行動する地域社会の形成を目指すことがより理解できることが必要である。</p>	原案どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・5章において、各主体の役割を整理している(P. 71～79 5章)。
77	4章全体 (P. 18～70)	<p>「4章 将来像を実現するための政策・施策」において、<u>計画の進行管理について点検評価を行う際の、管理指標の設定を数値目標として明記していただきたい。</u></p> <p>環境行政は、ある分野の環境政策が他の分野の施策と重複する場合が多くあることから、分野横断的な施策が掲げられたとは言え、達成するための施策やその施策を実行する組織は分野別であり、また、環境基本計画の点検を行う際も分野別に組織されている。宮城県の目指す環境の将来像の実現に、どの程度近づいているかが客観的に検証・評価可能な数値目標が必要と考える。</p>	原案どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・管理指標は、今後作成予定の資料編に記載予定。 ・管理指標については、今後検討することとしており、検討に当たっては御意見を参考とさせていただきます。
78	5章 (P. 76～77)	<p>隗より始めてはどうか。こういう計画の参考資料として一般家庭や県民より事業者が環境に与える影響が大きいことは明らかである。<u>何が大きく寄与して環境を悪化させているか分かる記載を望む。</u>原因が分かるとその解決策、改善策ではないか。</p>	原案どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・5章「2 事業者に期待する役割」に、「自らの事業活動における環境負荷の低減に加え、SDGs、ESG投資などについて触れ、環境問題に取り組みないことは社会経済の流れから取り残されるリスクになり得る」ことを記載した上で、具体的な行動について記載している(P. 76～77)。
79	5章 (P. 78)	<p>「3 教育機関等に期待する役割」において、<u>電気自動車エコラン競技大会を活用した環境教育の推進も追記いただきたい。</u></p>	原案どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 ・今後の施策展開に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。
80	6章3節 (P. 84)	<p><u>宮城県地球温暖化対策推進計画に、県民や事業者の目標数値があったが、2020年度推計値や県民、事業者の取組がどうだったかもまとめて表示し、同種の計画や、環境基本計画にも反映させていただきます。</u></p> <p>スウェーデンの環境活動家グレタ氏は「個人の変化も必要だが、本当に必要なのは、システム、つまり社会経済等の仕組みの変化だ」と述べていた。国の社会経済の仕組みが県で変えられると単純には考えないが、現下のコロナ禍の中でも、優れた取組（住民比での高いPCR検査や感染病床の確保など）をしている自治体はある。宮城県の一層の取組の前進に期待する。</p>	原案どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに件の施策の大綱を定めるものである。 ・個別計画の推進に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。 ・宮城県地球温暖化対策実行計画を含む本計画の進捗状況、点検評価結果等については、毎年度、宮城県環境白書として取りまとめ、公表している。
81	6章3節 (P. 85)	<p>「<u>宮城県自動車交通環境負荷低減計画</u>」に超小型電気自動車の普及促進の項目を追加していただきたい。</p> <p>また、<u>若者への電気自動車エコラン競技大会開催を支援して、環境負荷低減を担う人材の発掘育成を行うことを追加していただきたい。</u></p>	原案どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・個別計画の策定・推進に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。

No.	御意見の 該当 政策等	御意見・御提言の内容（要旨）	対応	対応の理由等
82	(全般)	<p>石炭や輸入バイオマス燃料とした発電所がたくさんできている問題について、英独仏などが期限を切って石炭火力発電から撤退を進める中で、日本の石炭火力発電重視は異常である。「最新型」でもガス火力を大幅に上回る温暖化ガスを排出する。震災後だけでも、県内に石炭火力発電所が新設され、新たな「輸入バイオマス」の火力発電所ができようとしている。いずれも「地産地消」やコジェネレーションではないものとなっている。</p> <p>権限の大小は別に、県としての見識が問われる事態である。</p> <p>石炭からバイオマスに仕様変更するなどの「行政指導」も県民としては一つの選択肢となりうると考える。</p> <p>エネルギーだけではない、<u>廃棄物や環境汚染の点からもなぜその事業が行われることになったか、プラスやマイナス含めて計画にその期間に生じた変化を記載</u>いただきたい。</p>	原案どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 ・温室効果ガスの排出削減に向けて、電力部門の低炭素化が課題となっていることから、県では、平成30年に策定した「宮城県地球温暖化対策実行計画」において、「地産地消型エネルギーの導入促進」をコンセプトに掲げ、取組を推進している。また、本計画においても、地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入・利活用を推進することとしている。 ・新たな石炭火力発電や輸入バイオマス発電の事業計画がある場合は、環境アセスメント等の手続きにおいて、環境負荷の低減など周辺環境への十分な配慮を求めていく。
83	(全般)	<p>女川原発の再稼働について、<u>見解を示すべきと考える</u>。原発の問題は、ウラン採掘での労働者の被爆、稼働における従業員の被爆、処理できない廃棄物、海洋汚染、あまりに大きい事故のリスクなど、いくら詳述しても書き切れないほどである。これらは真っ先に人々の生命に関わる重大な環境問題である。</p> <p><u>このような企業活動を今後は容認しない</u>ということが行政として今、必要ではないか。</p>	原案どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。 ・原子力発電所の再稼働については、国のエネルギー政策の中で、中長期的な観点から総合的に判断されるべきものとする。 ・本計画においては、再生可能エネルギーの導入・利活用を推進することとしている。